第149期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

主要な事業内容

主要な借入先

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に
適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に
適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

連結注記表

個別注記表

第149期（2016年４月１日～2017年３月31日）

川崎汽船株式会社

本内容は、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting/index.html）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

主要な事業内容（2017年３月31日現在）

コンテナ船セグメント	コンテナ船事業、物流事業
不定期専用船セグメント	ドライバルク事業、自動車船事業、エネルギー資源輸送事業、近海・内航事業
海洋資源開発及び重量物船セグメント	海洋資源開発事業、重量物船事業
その他	船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等

主要な借入先（2017年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	103,895
三井住友信託銀行株式会社	75,822
株式会社日本政策投資銀行	67,685
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	30,625
農林中央金庫	19,556
株式会社国際協力銀行	14,344
株式会社三井住友銀行	13,034

会社の新株予約権等に関する事項

2017年３月31日時点における転換社債型新株予約権付社債の残高は以下のとおりです。

2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	50,000百万円
合計	50,000百万円

会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称
新日本有限責任監査法人

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
①　当社が支払うべき会計監査人の報酬等	90百万円
②　当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	160百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、区分して記載していません。
なお、当社の重要な子会社のうち INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.、“K” LINE BULK SHIPPING（UK）LIMITED、“K” LINE LNG SHIPPING（UK）LIMITED、K LINE OFFSHORE AS、“K” LINE PTE LTD、SAL Heavy Lift GmbHの計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っています。

⑶　会計監査人の報酬等の額に同意した理由
監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

⑷　会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務）の内容
関係会社の統合に関する助言業務を委託し、対価を支払っています。

⑸　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は

不再任に関する議案の内容を決定いたします。
　また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑹　会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分
　① 処分対象
　　新日本有限責任監査法人
　② 処分内容
　・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
　（2016年１月１日から同年３月31日まで）
　・業務改善命令（業務管理体制の改善）
　③ 処分理由
　・株式会社東芝の2010年３月期、2012年３月期及び2013年３月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
　・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでまいります。
具体的には、取締役会が内部統制システムを構築し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていくこととしています。
以下のような体制を構築していますが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ります。

（1）当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）をグループ企業の行動原則の一つとして掲げています。取締役はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行しています。
① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」に基づき、取締役会の適正な運営を図っています。
② 取締役会で選任された執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極的かつ誠実に遂行するものとしています。
③ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備しています。
④ 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会の責務遂行を支援しています。
⑤ 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。
⑥ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けています。通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定しています。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとしています。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」及び「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持しています。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、業務執行に係る危険（リスク）として以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進しています。
－船舶事故（海洋汚染含む）
－大災害
－コンプライアンス上の問題
－その他の経営上のリスク

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を採用し、職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っています。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、毎月１回以上開催しています。

なお、取締役会の書面決議制度を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。

取締役会に加え、取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、経理担当執行役員並びに監査役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、自由な討議を通して社長執行役員の意思決定に資する体制を整備しています。

（5）当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めています。更に当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。

① グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させています。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。更に当社は、「グループ経営懇談会」を年２回開催し、グループ会社との間で情報交換を行っています。

② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備しています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険（リスク）について当社への報告を義務付けており、危機管理委員会等において対応することとしています。

③ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社は、原則として自立的に経営を行っています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告を要するものとしています。

④ グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っています。

また、当社は、内部監査グループ等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしています。

（6）当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）を任命し、監査役会の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事させています。

（7）監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項
当社は、「監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助者は、原則として他の職務を兼任せず、やむを得ず兼任を命ずる場合は監査役会の事前同意を得るものとしています。また、監査役補助者の業績評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動については監査役会の事前同意を得ることとしています。

（8）当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役補助者からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っています。

（9）当社の取締役・執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役・執行役員及び従業員は、「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査役に対して随時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査役会に報告することとしています。取締役は、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。更に、内部監査グループは、自ら実施する監査について監査役会に適宜報告を行うとともに、監査役会の求めに応じて追加監査を実施するものとしています。
グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査役に報告するものとしています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を年２回開催し、情報の共有に努めています。

（10）前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「監査役への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査役へ報告した当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってはならないものと定めています。

（11）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還及び債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還及び債務の処理を行っています。

（12）その他、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と代表取締役との定期的な会合や内部監査グループとの連携等、監査環境の整備に協力しています。

（13）財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。

（14）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社グループは、「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を、「グループ企業行動憲章」にて宣言しています。
当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら当社グループにおける反社会的勢力に対する対応を迅速かつ適切に取れる体制を構築しています。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

（1）当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取組みの状況
「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を周知し、コンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備するための取組みとして、以下を実施しました。
①公正な競争を促すために年々厳しくなっていく各国の法規制に対応し、グローバルなレベルでのグループコンプライアンス体制を強化するため、「川崎汽船グループグローバルコンプライアンスポリシー」を2017年１月に制定しました。「川崎汽船グループグローバルコンプライアンスポリシー」は、「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」で掲げられた、国内外の法令や社会規範を遵守し、公正、透明、自由な競争及び適正な取引を行う旨の行動原則及び指針をより具体化し、コンプライアンスについての考え方を明確にしたものです。また、競争法や反贈収賄法など個別分野に適用される個別ポリシーを制定し、反贈収賄法については日常業務の行動指針となるガイドブックを全役職員に配信しました。更に外部講師を招いた贈収賄防止セミナーを2017年３月に開催しました。
②コンプライアンス意識の向上を図るため、全役職員を対象にコンプライアンスeラーニングを2017年１月から３月にかけて実施しました。このほか、当社従業員の階層別にもコンプライアンス研修を実施しました。また、外部講師を招いたインサイダー取引規制セミナーを2017年２月に開催しました。
③内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会の責務遂行を支援しました。また、内部監査部門から四半期毎に取締役会への定例報告を行い、取締役会との連携を確保しました。
④コンプライアンス委員会は２回の定例会を開催し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図りました。また、委員会の活動の概要を取締役会に報告しました。

（2）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取組みの状況
船舶事故発生を想定した訓練である大規模事故対応演習を2016年５月に実施しました。

（3）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に対する取組みの状況
取締役会は社外取締役３名を含む取締役９名で構成され、15回開催しました。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督しました。

また、経営会議は取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、経理担当執行役員並びに監査役が出席し、42回開催しました。新規案件検討時の取組み方針や留意すべき事項を確認し、社長執行役員等の重要事項の決定に資するよう協議しました。

（4）当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に対する取組みの状況

当社は、当社グループ全体に適用する行動指針である「グループ企業行動憲章」に基づき、グループ会社各社で必要な諸規則を定めさせました。更に当社は「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保したうえで、以下を実施しました。

①グループ会社の重要事項や事業報告等を当社所管部署に報告させました。また、グループ会社との間で情報交換を行うべく、グループ経営懇談会を２回開催しました。

②グループ会社で発生した業務執行の危険（リスク）を当社に報告させ、コンプライアンス委員会等において対応しました。

③「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の一定の重要事項について承認、協議し、又は報告を受けました。

（5）当社の取締役・執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制に対する取組みの状況

当社の取締役・執行役員及び従業員は「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、また、グループ会社の取締役、監査役及び従業員は「関係会社業務処理規程」に基づき当社の所定部署を経由して、報告案件に応じて監査役又は監査役会に報告する体制を整備しています。また、「グループ会社監査役連絡会」を２回開催し、情報の共有に努めました。

連結株主資本等変動計算書

（自　2016年4月1日　至　2017年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	75,457	60,297	195,863	△1,077	330,541
当期変動額					
剰余金の配当			△2,343		△2,343
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△139,478		△139,478
自己株式の取得				△6	△6
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		36			36
土地再評価差額金の取崩			2		2
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動			1,710		1,710
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	36	△140,109	△6	△140,079
当期末残高	75,457	60,334	55,753	△1,084	190,461

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,485	4,752	6,266	9,689	△2,359	24,834	24,537	379,913
当期変動額								
剰余金の配当								△2,343
親会社株主に帰属する当期純損失（△）								△139,478
自己株式の取得								△6
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								36
土地再評価差額金の取崩								2
連結範囲の変動又は持分法の適用範囲の変動								1,710
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,364	5,436	△3	△3,133	△475	4,188	1,459	5,647
当期変動額合計	2,364	5,436	△3	△3,133	△475	4,188	1,459	△134,431
当期末残高	8,849	10,189	6,263	6,555	△2,835	29,022	25,997	245,482

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自　2016年4月1日　至　2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	75,457	60,302	60,302	2,540	526	60,552	12,112	75,730	△1,027	210,463
当期変動額										
剰余金の配当							△2,343	△2,343		△2,343
圧縮記帳積立金の取崩					△72		72	－		－
当期純損失（△）							△161,245	△161,245		△161,245
自己株式の取得									△6	△6
土地再評価差額金の取崩							1	1		1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	△72	－	△163,514	△163,587	△6	△163,594
当期末残高	75,457	60,302	60,302	2,540	453	60,552	△151,401	△87,856	△1,034	46,869

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,195	11,450	3,812	20,458	230,922
当期変動額					
剰余金の配当					△2,343
圧縮記帳積立金の取崩					－
当期純損失（△）					△161,245
自己株式の取得					△6
土地再評価差額金の取崩					1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,852	△557	△2	1,292	1,292
当期変動額合計	1,852	△557	△2	1,292	△162,301
当期末残高	7,048	10,893	3,810	21,751	68,621

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　313社

主要な連結子会社の名称は、事業報告「1．企業集団の現況に関する事項⑹重要な子会社の状況」（27頁）に記載のとおりです。

当連結会計年度から、重要性の観点よりMES1694 SHIPPING S.A.を含む合計10社を連結の範囲に含めました。また、株式の売却、合併及び清算により合計13社を連結の範囲から除外しました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社として、千葉港栄㈱があります。

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数　　30社

持分法適用会社のうち非連結子会社数は13社で、主要な会社として芝浦海運㈱があります。

関連会社数は17社で、主要な会社として㈱リンコーコーポレーションがあります。

当連結会計年度から、重要性の観点よりASIA AUTOMOBILE TERMINAL (SINGAPORE) PTE. LTD.を含む合計５社を持分法適用の範囲に含めました。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社（千葉港栄㈱他）及び関連会社（防災特殊曳船㈱他）はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は９社あり、これらのうち３社については同日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、残りの会社６社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券　：償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの　：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの　：主として移動平均法に基づく原価法

②たな卸資産　：主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

船舶　：定額法及び定率法を各船別に選択適用しています。

その他の有形固定資産　：主として定率法

ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　：債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。

②賞与引当金　：従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

③役員賞与引当金　：役員に支給する賞与に充てるため、一部の連結子会社で、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

④役員退職慰労引当金　：役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特別修繕引当金　：船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当連結会計年度において負担すべき支出見積額を計上しています。

⑥独占禁止法関連損失引当金　：海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。

⑦事業再編関連損失引当金　：事業の再編等に伴う損失に充てるため、損失見込額を算定し計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として９年）による定額法等により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として９年）による定額法により費用処理しています。

(5) 海運業収益及び海運業費用の計上方法

航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

(7) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

(8) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(10) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

（11）のれんの償却方法及び償却期間
５年間の定額法により償却を行っています。

会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。
なお、この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微です。

追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しています。

（定期コンテナ船事業統合に関する契約の締結）
当社は2016年10月31日開催の取締役会決議に基づき、当社、株式会社商船三井（以下「商船三井」）及び日本郵船株式会社（以下「日本郵船」）の３社（以下「３社」）との間で、関係当局の許認可等を前提として、新たに定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業含む）統合を目的とした合弁会社を設立し、３社の定期コンテナ船事業を統合すること（以下「本統合」）について事業統合契約及び株主間契約を締結いたしました。

（1）本統合の概要
定期コンテナ船事業は成長産業であるものの、ここ数年は貨物需要の成長が鈍化する一方で、新造船竣工による船腹供給が増加し、需給バランスが大幅に悪化しました。その結果、市況の低迷が続き、収益の安定的確保が困難な状況となっています。これを受けて、昨年来、業界内では買収、合併など、運航規模拡大により競争力を高める動きが顕在化し、業界の構造自体が大きく変わろうとしています。この様な事業環境下、３社は定期コンテナ船事業を安定的かつ持続的に運営するために、対等の精神に基づいて、同事業の統合を行うことを決定いたしました。

（2）合弁会社の概要（予定）
合弁会社の概要については、以下のとおり合意しています。
出資比率：当社31％、商船三井31％、日本郵船38％
出 資 額：約3,000億円（ターミナル株式の現物出資等を含む）
事業内容：定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業含む）
船隊規模：約140万TEU(*)
注）2016年10月時点での３社船隊規模合計（発注残を除く）
（*TEU：Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算）

（3）本統合の日程
契 約 締 結 日：2016年10月31日
合弁会社設立日：2017年７月１日（予定）
サービス開始日：2018年４月１日（予定）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が2016年11月18日に国会において成立し、消費税等の10％への引き上げ時期が2017年４月１日から2019年10月１日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も2017年４月１日以後に開始する連結会計年度から2019年10月１日以後に開始する連結会計年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生しています。この組替えによる影響額は軽微です。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

（1）前連結会計年度において、「その他営業外費用」に含めていた「資金調達費用」（前連結会計年度781百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。

（2）前連結会計年度において、別掲していた「投資有価証券売却益」（前連結会計年度10,230百万円）は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他特別利益」に含めて表示しています。

（3）前連結会計年度において、「その他特別損失」に含めていた「固定資産売却損」（前連結会計年度９百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。

（4）前連結会計年度において、別掲していた「投資有価証券評価損」（前連結会計年度8,369百万円）は、重要性がなくなったため、当連結会計年度においては「その他特別損失」に含めて表示しています。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類	
船舶	288,022百万円
建物及び構築物	2,586百万円
土地	1,688百万円
投資有価証券	13,962百万円
その他	340百万円
合計	306,599百万円

上記投資有価証券13,962百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

また、上記船舶288,022百万円のうち3,546百万円については、保証委託に基づく担保目的として差し入れたものです。

担保に係る債務

債務区分	
短期借入金	31,641百万円
長期借入金	211,508百万円
合計	243,150百万円

2．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	410,251百万円

3．保証債務

保証債務	11,385百万円
追加出資義務等	2,943百万円

4．土地再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の国内持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第２条第２号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第７条第１項第１号イに規定する基準地について同令第９条第１項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第２条第３号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、もしくは同条第４号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額（持分相当額）	△2,655百万円

5．その他

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象になっています。また、北米において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されており、今後さらに当社グループに対する他の民事訴訟が提起される可能性もあります。これらの調査及び訴訟の結果の確定的な予測は現時点では困難ですが、それらの結果によっては、当社グループの事業又は財政状態若しくは経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式　939,382,298株

2．配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年6月24日定時株主総会	普通株式	2,343	2.5	2016年3月31日	2016年6月27日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

3．当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数（権利行使期間が到来していないものを除く。）

普通株式　163,612,565株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。

船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクにさらされており、先物為替予約を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクにさらされていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的に執行役員会に報告しています。

2．金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時　価（※）	差　　額
⑴ 現金及び預金	199,678	199,678	－
⑵ 受取手形及び営業未収金	83,580	83,580	－
⑶ 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	4	5	0
②その他有価証券	26,518	26,518	－
③関係会社株式	3,934	1,299	△2,634
⑷ 支払手形及び営業未払金	(89,769)	(89,769)	－
⑸ 短期借入金	(47,469)	(47,602)	△132
⑹ 社債	(62,187)	(65,915)	△3,728
⑺ 長期借入金	(404,176)	(405,427)	△1,250
⑻ デリバティブ取引	(539)	(696)	△157

（※）負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目（「⑻デリバティブ取引」）については、（　）で表示しています。

（注１）

⑴現金及び預金、⑵受取手形及び営業未収金、⑷支払手形及び営業未払金、⑸短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。ただし、「⑸短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち１年以内返済予定額については、下記「⑺長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。

⑶有価証券及び投資有価証券

債券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっています。株式の時価については、取引所の価格によっています。

⑹社債

社債の時価については、主として市場価格に基づき算定しています。

⑺長期借入金

長期借入金の時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

⑻デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた債権・債務を純額で表示しており、時価については、取引先金融機関等から提示された価格によっています。

（注２）

非上場株式（連結貸借対照表計上額50,264百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	234円19銭
１株当たり当期純損失	148円82銭

１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額	245,482百万円
普通株式に係る純資産額	219,484百万円
普通株式の期末発行済株式数	939,382千株
普通株式の期末自己株式数	2,188千株
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損失	139,478百万円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失	139,478百万円
普通株式の期中平均株式数	937,211千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

①子会社株式及び関連会社株式　：移動平均法に基づく原価法

②満期保有目的の債券　：償却原価法

③その他有価証券

時価のあるもの　：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　：移動平均法に基づく原価法

（2）たな卸資産　：移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

①船舶　：定額法

②その他の有形固定資産　：定率法

ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。

（3）リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金	：債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しています。
(2) 賞与引当金	：従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
(3) 退職給付引当金	：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により費用処理しています。
(4) 特別修繕引当金	：船舶の定期検査工事の支出に充てるため、当事業年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
(5) 独占禁止法関連損失引当金	：海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
(6) 事業再編関連損失引当金	：事業の再編等に伴う損失に充てるため、損失見込額を算定し計上しています。

4．海運業収益及び海運業費用の計上基準

航海完了基準。ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準を採用しています。

5．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

6．繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しています。

7．船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

8．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

9．消費税等の会計処理
税抜方式によっています。

10．連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。

会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微です。

追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しています。

（定期コンテナ船事業統合に関する契約の締結）

当社は2016年10月31日開催の取締役会決議に基づき、当社、株式会社商船三井（以下「商船三井」）及び日本郵船株式会社（以下「日本郵船」）の３社（以下「３社」）との間で、関係当局の許認可等を前提として、新たに定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業含む）統合を目的とした合弁会社を設立し、３社の定期コンテナ船事業を統合すること（以下「本統合」）について事業統合契約及び株主間契約を締結いたしました。

（1）本統合の概要

定期コンテナ船事業は成長産業であるものの、ここ数年は貨物需要の成長が鈍化する一方で、新造船竣工による船腹供給が増加し、需給バランスが大幅に悪化しました。その結果、市況の低迷が続き、収益の安定的確保が困難な状況となっています。これを受けて、昨年来、業界内では買収、合併など、運航規模拡大により競争力を高める動きが顕在化し、業界の構造自体が大きく変わろうとしています。この様な事業環境下、３社は定期コンテナ船事業を安定的かつ持続的に運営するために、対等の精神に基づいて、同事業の統合を行うことを決定いたしました。

（2）合弁会社の概要（予定）

合弁会社の概要については、以下のとおり合意しています。
出資比率：当社31%、商船三井31%、日本郵船38%
出 資 額：約3,000億円（ターミナル株式の現物出資等を含む）
事業内容：定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業含む）
船隊規模：約140万TEU(*)
注）2016年10月時点での３社船隊規模合計（発注残を除く）
（*TEU：Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算）

(3) 本統合の日程
契 約 締 結 日：2016年10月31日
合弁会社設立日：2017年７月１日（予定）
サービス開始日：2018年４月１日（予定）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が2016年11月18日に国会において成立し、消費税等の10％への引き上げ時期が2017年４月１日から2019年10月１日に延期されました。
これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も2017年４月１日以後に開始する事業年度から2019年10月１日以後に開始する事業年度に延期されました。
繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生しています。この組替えによる影響額はありません。

表示方法の変更に関する注記
（損益計算書）
(1) 前事業年度において「その他営業外費用」（前事業年度781百万円）に含めていた「資金調達費用」は、重要性が増したため、当事業年度より別掲しています。
(2) 前事業年度に別掲していた「傭船解約金」（前事業年度20,398百万円）は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他特別損失」に含めて表示しています。
(3) 前事業年度に別掲していた「投資有価証券評価損」（前事業年度8,367百万円）は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他特別損失」に含めて表示しています。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類	
船舶	25,831百万円
投資有価証券	5,895百万円
関係会社株式	14,947百万円
合計	46,674百万円

上記投資有価証券5,895百万円及び関係会社株式14,947百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

また、上記船舶25,831百万円のうち3,546百万円については、保証委託に基づく担保目的として差し入れたものです。

担保に係る債務

債務区分	
短期借入金	2,148百万円
長期借入金	16,947百万円
合計	19,095百万円

2．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	100,212百万円

3．保証債務

保証債務	62,904百万円
（他社による再保証額298百万円を控除して記載しています。）	
保証予約	102,222百万円
追加出資義務等	7,948百万円

上記保証債務62,904百万円及び保証予約102,222百万円のうち、当社が船舶保有子会社から定期用船している船舶に係る設備資金の借入等に対するものは、それぞれ28,757百万円及び91,875百万円です。

4．土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第２条第２号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第７条第１項第１号イに規定する基準地について同令第９条第１項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△509百万円

5．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	51,296百万円
長期金銭債権	107,245百万円
短期金銭債務	34,521百万円
長期金銭債務	2,515百万円

6．その他

当社は、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象になっています。また、北米において当社を含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されており、今後さらに当社に対する他の民事訴訟が提起される可能性もあります。これらの調査及び訴訟の結果の確定的な予測は現時点では困難ですが、それらの結果によっては、当社の事業又は財政状態若しくは経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	営業収益	18,831百万円
	営業費用	230,096百万円
営業取引以外の取引高		18,461百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,933,068株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,205百万円
賞与引当金	137百万円
特別修繕引当金	171百万円
投資有価証券等評価損	11,894百万円
退職給付引当金	181百万円
減損損失	573百万円
傭船解約金	298百万円
海運業未払金自己否認額	1,811百万円
独占禁止法関連損失引当金	1,012百万円
税務上の繰延資産	1,843百万円
事業再編関連損失引当金	14,175百万円
繰越欠損金	48,519百万円
繰越直接税額控除	2,276百万円
その他	349百万円
繰延税金資産　小計	88,451百万円
評価性引当額	△79,762百万円
繰延税金資産　合計	8,689百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△181百万円
留保金課税	△929百万円
繰延ヘッジ利益	△4,341百万円
その他有価証券評価差額金	△2,809百万円
その他	△792百万円
繰延税金負債　合計	△9,054百万円
差引：純額（繰延税金負債）	△364百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1．リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械及び装置、器具及び備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（借主側）

未経過リース料	
1年内	11,509百万円
1年超	55,334百万円
合計	66,844百万円

関連当事者との取引に関する注記

1．親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2．子会社及び関連会社等

一般の取引と同等の取引条件で決定しているため、記載を省略しています。

3．役員及び個人株主等

該当事項はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	73円20銭
１株当たり当期純損失	172円00銭

１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額	68,621百万円
普通株式に係る純資産額	68,621百万円
普通株式の期末発行済株式数	939,382千株
普通株式の期末自己株式数	1,933千株
損益計算書上の当期純損失	161,245百万円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純損失	161,245百万円
普通株式の期中平均株式数	937,466千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。